

令和5年度 下妻市地域おこし協力隊募集要項

下妻市農業政策課

1. 下妻市の概要と募集の目的

下妻市は、人口約41,600人、茨城県南西部に位置し、東京から約60km圏でつくばエクスプレスや圏央道の開通により首都圏へのアクセスが向上し、都心への通勤・通学も可能です。温暖で過ごしやすい気候で、緑と水に恵まれ、水稻を主体として、果樹・野菜・畜産を組み合わせた複合型農業経営として発展してきました。

本市の農産物の中でも梨については、茨城県の青果物銘柄産地指定を受けている全国でも有数の梨産地で、梨の栽培品種としては、幸水、豊水、あきづき、新高が主なものです。また、魅力ある産地づくりとしてプレミアム梨（下妻甘熟梨、恵水）によるブランド化、東南アジアや米国への輸出にも積極的に取り組むことで販路拡大・所得向上を図ってきました。

その結果、梨生産者の組織である下妻市果樹組合連合会は、令和2年に第49回日本農業の集団組織の部で最高位の大賞を受賞しました。また、令和3年には下妻市果樹組合連合会の年間売上額は10億円突破を達成しました。

しかしながら、後継者がいない梨生産者の離農により、生産者数・産地面積は減少傾向となっています。

そのような現状を解決するために、熱い情熱と意欲をもって梨の栽培活動に取り組んでいただける下妻市地域おこし協力隊員を募集します。

2. 活動内容 新規に梨農家として就農を志す意欲がある方を募集

(1) 市内の農業者の元で農業研修

受入農業者の作業を手伝いながら、本市特産の梨の栽培基礎研修を受けていただきます。

(2) 就農に向けての準備業務

退任後の独立就農に向け、梨園地の確保や住宅・作業場・農業用機確保に向けての準備を行います。

(3) 地域の活性化に必要な活動

本市農業のPR活動やイベント等への参加、SNSや市広報紙等を通じて自身の活動及び下妻市の農業の魅力を発信していただきます。

3. 応募条件 下記(1)～(9)全ての要件を満たす方

(1) 3大都市圏内の都市地域若しくは3大都市圏内の一部条件不利地域又は政令指定都市に現に住所を有しており、委嘱後に下妻市へ住民票を異動し居住することができる方

(2) 年齢20歳以上、60歳以下の方（男女問いません）

(3) 地域のために地域の住民とともに活動し、心身ともに健康で、誠

実に職務ができる方

- (4) 協力隊活動終了後に、本市で梨農業者として就農する意向を持っている方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方(採用までに取得見込みも含む)
- (6) 土日および祝日のイベントや夜間の会議出席などに参加できる方
- (7) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント・メール・SNS等）ができる方
- (8) 自らの活動について、SNS等を通じた積極的な情報発信ができる方
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方

・上記(1)～(9)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は応募資格を有することができません。

- I 成年被後見人、被保佐人
- II 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- III 懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- IV 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党・その他団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 勤務条件・福利厚生

(1) 募集人数 1名

(2) 任用形態

下妻市地域おこし協力隊設置要綱に基づき下妻市長が委嘱します。
※市との雇用関係はありません。

(3) 委嘱期間 委嘱の日から令和6年3月31日まで

- ・着任日については相談に応じます。
- ・年度途中で委嘱のあった場合も委嘱期間は令和6年3月31日までとなります。
- ・活動状況や実績等を勘案のうえ委嘱期間の延長（最長3年まで）があります。

※委嘱については下妻市の令和5年度補正予算成立後となります

(4)報償費（給与） 月額233,000円

(5)勤務時間・休日 月112時間以上（1日あたり8時間、月14日間以上活動。農繁期・農閑期は日数や1日あたりの時間について研修先との調整・変更あり。）

(6)住居

民間の賃貸住宅等を隊員自身で契約していただきますが、月額50,000円を限度に市が家賃を補助します。

※敷金・礼金・光熱費等については隊員の自己負担となります。

※引越しにかかる費用は自己負担となります。

(7)福利厚生

市との雇用契約を結ばないため、健康保険と国民年金は各自の負担となります。

(8)活動に関する資金

■交通費

市内の移動には自動車が不可欠です。活動には隊員の自家用車を使用していただきます。なお、燃料費として月額15,000円を限度に市が補助します。

■通信費

活動に使用するパソコンや携帯電話は隊員各自で用意していただきます。なお、通信費として月額5,000円を限度に市が補助します。

■その他活動費

隊員の活動や研修に関する費用について、下妻市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱にもとづき予算の範囲内で補助します。

(9)兼業

地域おこし協力隊の活動に支障のない範囲で可能です。

勤務時間外において、隊員が市に定住するために、あらかじめ市長の許可を得た上で行う地域おこし活動の延長、または他の営利活動によって、市が支給する給与以外の収入を得ることを認めます。

※地域おこし協力隊委嘱期間中に事業の推進とともに収入を確保し、地域にも溶け込んで定住していただくことを期待します。

※隊員卒業後に下妻市内で独立就農できるよう、市も積極的に支援します。

5. 応募・選考

(1) 応募

「下妻市地域おこし協力隊員応募申込書」に必要事項を記入の上、提出書類を添えて郵送又は持参により提出してください。

①受付期間：令和5年4月10日(月)から4月24日(月)まで ※必着

※持参の場合は、月～金曜日（※祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までの間にお越しください。なお、来庁前にお電話下さい。

②提出先：〒304-8555 茨城県下妻市鬼怒230番地（千代川庁舎1階）

下妻市経済部農業政策課農政係

③提出書類：茨城県下妻市地域おこし協力隊員応募申込書

住民票の写し

普通自動車運転免許証の写し

(2) 選考方法

選考は1次審査（書類）、2次審査（面接）によって行います。

【第1次審査】書類審査

提出された書類を審査し、選考結果を通知文により応募者全員にお知らせいたします。

【第2次審査】面接審査

第1次審査を通過した方に対して、下妻市内で個人面接を行います。状況によりリモートによる面接、試験となる場合があります。なお、面接日及び面接場所については、第1次審査合格者に通知文によりお知らせします。

【委嘱の決定】第2次審査者全員に対して通知文で可否をお知らせします。

6. その他

応募及び選考に係る経費（郵送料、交通費等）は、応募者の負担となります。

応募や活動内容等について不明な点がございましたら、下記問合せ先までご連絡下さい。

※4月24日(月)まで

【問合せ先】

下妻市経済部農業政策課農政係

〒304-8555 茨城県下妻市鬼怒230番地（千代川庁舎1階）

TEL：0296-44-0729 Email：nousei@sity.shimotsuma.lg.jp